

カビ毒とは？

- 私たちの身の回りには、青カビ、白カビ、コウジカビなど、様々な種類のカビが存在しています。これらのカビの中には、味噌や醤油、カマンベールチーズなどの食品の製造に利用されたり、ペニシリンなどの医薬品の製造に使われたりするものがあります。しかし、カビの一部には、その代謝産物が人や動物の健康に影響を及ぼすものがあり、この代謝産物を「カビ毒」あるいは「マイコトキシン」と呼びます。
- 飼料の原料としてとうもろこしや麦などの穀類が使われていますが、天候条件によってはカビが発生することがあります。そこで、日本では、家畜や人の健康に影響を及ぼす恐れがあるカビ毒については、飼料安全法による安全規制が行われています。
- 具体的には、国（農林水産省）は、専門家の意見を聴きながら、飼料安全法に基づいてカビ毒に関する安全基準を設け、この安全基準に合わない飼料の製造や使用を禁止しています。なお、農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、飼料中のカビ毒を検査し、その結果を公表しておりますが、基準値を超えるカビ毒が検出されることはありません。

(参考) 飼料安全法による飼料中のカビ毒に関する安全基準

カビ毒の種類	規制の対象	基準値 (ppm*)
アフラトキシンB ₁	成畜用の配合飼料	0.02
	幼畜用の配合飼料	0.01
ゼアラレノン	家畜用飼料	1
デオキシニバレノール	生後3か月以上の牛用飼料	4
	その他の家畜用飼料	1

* 「ppm」は割合を表す単位で、1 ppm は 100 万分の 1 を表します。